

**令和9年度 秋田県小坂町
地域おこし協力隊(スポーツ振興支援・指導員)募集要項**

1. 趣旨

小坂町では、中学校の生徒数減少により、複数の部活動が単独チームとして成立しにくい状況が続いています。また、地域におけるスポーツ指導者の不足により、学校の部活動を地域へ移行するための体制整備が進んでいません。

この課題を解決するため、学校・地域団体・近隣自治体をつなぎ、持続可能な地域スポーツ環境を構築する役割が必要です。

そこで小坂町では、部活動地域展開の推進と地域スポーツ体制の構築を担う地域おこし協力隊員を募集します。

2. 募集人数

地域おこし協力隊員（スポーツ振興支援・指導員） 1名

※ただし、採用水準を満たす者のみの採用とします。

3. 求める人材

- (1) 地域スポーツの活性化に意欲がある方
- (2) コーディネート業務（調整・連携）が得意な方
- (3) 地域住民や学校と協働できるコミュニケーション力を持つ方
- (4) 新しい仕組みづくりに挑戦できる方
- (5) 子どもや教育に関心がある方
- (6) 部活動指導ができる方（野球・陸上・卓球のいずれか）

4. 活動内容

- (1) 地域クラブ立ち上げ支援
地域のスポーツ資源（OB・保護者・団体）の調査
運営体制の設計など
- (2) 指導者確保のコーディネート
町内外の指導者候補の発掘・リスト化など
指導者研修の企画・運営
- (3) 広域合同部活動の運営支援
近隣市町村との連携窓口
移動支援、安全管理の仕組みづくりなど
- (4) 地域展開を含めた活動の広報・情報発信
地域移行の目的・メリットの周知
SNS・広報誌等による情報発信、ホームページの整備等
- (5) 指定するいずれかの部活動指導（野球・陸上・卓球・吹奏楽）
- (6) 上記以外で、町の地域おこしや課題解決につながる活動の提案、実施及び、町に寄与する活動
- (7) その他、町教育委員会が指示する業務

5. 募集条件

以下の（１）～（９）の全てを満たす方

（１）次のいずれかに該当する方

ア 現在、三大都市圏の地域または地方都市（条件不利地域は除く）に住民票を有する方

※「三大都市圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県および奈良県の区域の全部

※「条件不利地域」とは、次の①～⑦のいずれかの対象地域・指定を有する市町村をいう

- ①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、②山村振興法、③離島振興法、④半島振興法、⑤奄美群島振興開発特別措置法、⑥小笠原諸島振興開発特別措置法、⑦沖縄振興特別措置法

イ 他の地方自治体において、地域おこし協力隊として同一地域で２年以上活動し、かつ解嘱１年以内の方

ウ 他の地方自治体において、語学指導等を行う外国青年招致事業参加者として２年以上活動し、活動終了から１年以内の方

エ 海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方

（２）採用が決定し委嘱された後は、小坂町に住民票及び生活の拠点を移して活動ができる方

（３）心身ともに健康な方で、地域住民や関連団体と積極的に関わり、意欲的に関係を築こうと努力できる方

（４）活動内容を積極的に企画・提案・実行できる方

（５）協力隊活動終了後、小坂町で起業、就業して定住する意思のある方

（６）普通自動車運転免許を所持し、実際に運転ができる方（ＡＴ限定可）

（７）パソコンおよびモバイル端末の基本的な操作ができる方

※パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）、モバイル（ＳＮＳ等）

（８）地方公務員法第１６条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方

※以下①～④に該当しない方

①拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

②小坂町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

③人事委員会または公平委員会の委員の職であって、地方公務員法第５章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、またはこれに加入した者

（９）令和８年１２月２５日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育事業者による児童対象性暴力等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第８項に規定する特定性犯罪事実該当者に該当しない方

6. 雇用形態

小坂町会計年度任用職員として、小坂町長が任命します。

7. 活動地域および受入団体

活動地域：主として小坂町内（引率・帯同で町外へ出ることもあります）

受入団体：小坂町教育委員会総務班（交流センターセパーム）

施設内での活動の他、町内外の関連する場所での活動も含まれます。

8. 勤務時間等

（１）勤務日数：週５日（１週間あたり３５時間）

（２）勤務時間：原則９時３０分～１８時１５分（週４日）

８時３０分～１２時３０分（週１日）

※原則として、水曜・日曜が休日となりますが、活動によっては事前協議のうえ、変更や日曜祝日の勤務が含まれる場合もあります。

また、活動内容によっては時間帯が変動する場合があります。

毎月活動報告書を提出していただきます。

提出いただいた報告書はホームページ等へ掲載する場合があります。

なお、勤務時間外であれば副業は可能ですが、次の全てを満たし、事前に小坂町へ確認し許可を得た上で行う必要があります。

ア 本来の活動に支障が無いこと

イ 利害関係者等と不適切な関係にならないこと

ウ 公序良俗に反しないこと

9. 雇用期間

採用の日から令和１０年３月３１日まで

最長で令和１２年３月３１日まで継続可能とし、１年単位（年度毎）で成果等を検証のうえ、継続更新の判断を行います。

10. 待遇等

（１）給 与：初年度は月額２１９，３１６円とします。（令和８年９月時点）

期末手当、勤勉手当、昇給、時間外勤務手当があります。

（２）保険等：社会保険（健康保険・厚生年金）、雇用保険、非常勤職員等公務災害補償制度への加入があります。

（３）研修等：研修等への参加費や旅費等は、町職員の例により予算の範囲内で町が支給します。

（４）車 両：勤務時間中に車両を必要とする場合、町が準備し無償で貸与します。

なお、車両は他の隊員と共用とし、勤務時間外の使用は不可とします。

（５）機器類：パソコン等を活動に必要とする場合、町が準備したものを使用します。

（６）住 居：原則として、町が借り上げた賃貸物件とします。

（７）光熱水費：隊員の負担とします。

（８）引っ越し：荷物運搬等引っ越しにかかる経費については、隊員の負担とします。

（９）その他：活動に必要な経費等は予算の範囲内で町が負担します。

1 1. 選考方法

(1) 第1次選考（書類選考）

応募書類による審査を行います。

選考結果は文書で通知します。

(2) 第2次選考（実地試験）

第1次選考合格者を対象に小坂町内にて実施します。

活動拠点となる小坂町教育委員会（交流センターセパーム）をはじめ、学校や部活動を見学し、受入課である教育委員会総務班の課す課題へ取り組み、面談をします。

試験実施日については、協議のうえ決定します。選考結果は後日通知します。

(3) 第3次選考（面接試験）

第2次選考合格者を対象に小坂町役場にて実施します。

面接試験実施日については、協議のうえ決定します。

選考結果は後日通知します。

(4) 応募に係る費用（書類郵送代、交通費、宿泊費等）は個人負担とします。

ただし、第2次選考について、対象者は小坂町移住体験ツアーを利用可とします。

1 2. 応募手続き

(1) 応募方法

次の書類を下記応募先まで、郵送または持参してください。

なお、提出いただいた応募書類は返却いたしません。

①履歴書（市販のもので可とします）

②小坂町地域おこし協力隊活動目標（別紙様式）

③運転免許証の写し

(2) 応募先

〒017-0292

秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地41番地1

小坂町総務課企画財政班 地域おこし協力隊募集係 宛

(3) 応募受付期間

令和8年12月21日（月）※当日消印有効

なお、応募受付期間までに応募がなかった場合は、受付期間以降に選考審査を随時実施することもあります。その場合は定員に達し次第、募集は終了します。